

令和7年度第5回埼玉地方最低賃金審議会議事録

- 福田会長 ただいまから令和7年度第5回埼玉地方最低賃金審議会を開催いたします。まず委員の出席状況と傍聴者について事務局から報告をお願いいたします。
- 賃金室長 現在、公益代表委員4名、労働者代表委員4名、使用者代表委員5名にご出席いただいております。よって、最低賃金審議会令第5条第2項により本審議は有効に成立していることを報告いたします。傍聴者は5名です。
- 福田会長 本審議会は埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により公開とし、議事録についても同運営規程第7条第2項により公開することとします。
- 本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名いたします。公益代表は私が、労働者側は矢島委員、使用者側は廣澤委員をお願いいたします。資料について事務局から説明してください。
- 専門監督官 資料はございません。
- 福田会長 議題1は埼玉県最低賃金の改正決定についてでございます。事務局から説明してください。
- 賃金室長 埼玉県最低賃金の改正については、先ほどまで開催していた専門部会で結論が出ておらず、専門部会報告書の取りまとめには至っておりません。
- 福田会長 事務局から説明があった通り、専門部会報告書が出来上がっていないので、埼玉県最低賃金の改正決定についての答申は明日以降に持ち越しとなります。
- 議題2は、特定最低賃金改正の必要性の有無についてです。
- これについては、8月1日の第3回本審で県最賃の改正に関する結論が出た後で最終的な判断をするということで、皆様のご了解を得ておりますので、次回以降に持ち越させていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし、の声あり)

福田会長 それでは議題3に移りまして、議題3はその他でございますが、委員の皆様から何かありますか、よろしいでしょうか。事務局に何かありますか、

賃金室長 特にございません。

福田会長 それでは、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。
次回は明日8月7日9時30分からの専門部会終了後に実施する予定です。以上で、本日の全ての審議を終了いたします。お暑いところ大変ありがとうございました。